

全国児童福祉主管課長会議

【別冊資料】

(子ども・子育て支援交付金交付要綱(案))

平成27年3月17日(火)

雇用均等・児童家庭局

目 次

1. 平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について 1

※ 本資料中の交付要綱（案）については、現時点における案であり、今後、内容等に修正が生じる可能性があります。

府政共生第 号
平成27年〇月〇〇日

各 都道府県知事 殿

内閣府事務次官
(公印省略)

平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととされ、平成27年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別紙

平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（平成〇年〇月〇日2府省連名通知0529第19号）の別紙に定める利用者支援事業

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成〇年〇月〇日雇児発〇〇第〇号）の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（平成〇年〇月〇日3府省連名通知発〇〇第〇号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成〇年〇月〇日3府省連名通知発〇〇第〇号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成〇年〇月〇日雇児発〇第〇号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

(6) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第14号）の別紙に定める子育て短期支援事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第32号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(8) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第33号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第34号)の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」(平成〇年〇月〇日2省連名通知〇第〇号)の別紙に定める一時預かり事業

(11) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第18号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(12) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」(平成〇年〇月〇日雇児発〇第〇号)の別紙に定める病児保育事業

(13) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第17号)の別紙に定めるファミリー・サポート・センター事業

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第1欄に定める事業ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第1欄の各事業ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 第1欄の各種目ごとに、(1)により選定された額に3分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2又は別紙様式4の別表1における「特定分」及び「一般分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

ない。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする相当の反対給付を受けない給付金を交付する場合には、間接補助事業者に対して（1）から（8）までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、（2）、（3）、（4）、（5）、（7）及び（8）中「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、（5）中「国庫」とあるのは「市町村」と、（8）中「交付金」とあるのは「相当の反対給付を受けない給付金」と読み替えるものとする。

（申請手続）

第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて平成27年6月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定)

第8条 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

2 都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。

3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第9条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、平成28年4月10日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて平成28年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金の返還)

第12条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は
手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定
めるところによるものとする。

別 紙

1 事業	2 基準額		3 対象経費
利用者支援事業	1 基本型	1 か所当たり年額 6,732,000円	利用者支援事業の実施に必要な経費
	2 特定型	1 か所当たり年額 2,639,000円	
<p>※ 以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること</p> <p>ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年10月1日又は平成26年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数のうち、いずれか多い方を上限とする。(1万人未満切上げ)</p> <p>ア 市町村内の認可保育所の平成25年10月1日又は平成26年10月1日時点での定員充足率が市町村内全体で100%以上であること</p> <p>イ 市町村内に認可保育所が100以上あること</p> <p>ウ 旧児童福祉法56条の8第1項に規定する特定市町村であること</p> <p>3 母子保健型</p> <p>(1) 保健師等専門職員を専任により配置する場合</p> <p>ア 保健師等専門職員を1名配置する場合</p> <p style="padding-left: 100px;">1市町村当たり 8,481,000円</p> <p>イ 保健師等専門職員を2名配置する場合</p> <p style="padding-left: 100px;">1市町村当たり 14,826,000円</p> <p>ウ 保健師等専門職員を3名以上配置する場合</p> <p style="padding-left: 100px;">1市町村当たり 21,138,000円</p> <p>(2) 保健師等専門職員を兼任により配置する場合</p> <p style="padding-left: 100px;">1市町村当たり 4,046,000円</p> <p>※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>4 開設準備経費(改修費等)</p> <p>(1) 基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) 母子保健型 1市町村当たり 4,000,000円</p> <p>※平成27年度中に支払われたものに限る。</p>			

延長保育事業

1 一般型

(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
1時間	17,200円
2時間	34,400円
3時間	51,600円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	10,200円	12,900円
2時間	20,300円	25,700円
3時間	30,500円	38,600円

ウ 事業所内保育所

延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下
1時間	46,900円	9,400円
2時間	93,900円	18,700円
3時間	140,800円	28,100円

エ 家庭的保育事業所

延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
1時間	38,600円	64,400円
2時間	77,300円	128,700円
3時間	115,900円	193,100円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,342,000円
2～3時間	2,166,000円
4～5時間	4,624,000円
6時間以上	5,382,000円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自	30分	300,000円	300,000円	300,000円

延長保育事業
の実施に必要な経費

園 調 理 等	1時間	1,045,300円	1,034,000円	944,000円
	2～3時間	1,311,000円	1,282,000円	1,192,000円
	4～5時間	3,546,000円	3,496,000円	3,359,000円
	6時間以上	4,082,000円	4,009,000円	3,872,000円
そ の 他	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	999,000円	988,000円	898,000円
	2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円
	4～5時間	2,953,000円	2,902,000円	2,766,000円
	6時間以上	3,289,000円	3,216,000円	3,079,000円

※「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウにおいて同じ）

ウ 事業所内保育所

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自 園 調 理 等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円
	2～3時間	1,993,000円	1,205,000円	1,180,000円
	4～5時間	4,254,000円	3,262,000円	3,216,000円
	6時間以上	4,951,000円	3,754,000円	3,687,000円
そ の 他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円
	2～3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円
	4～5時間	3,176,000円	2,716,000円	2,669,000円
	6時間以上	3,689,000円	3,025,000円	2,958,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園 調 理 等	30分	200,000円	150,000円
	1時間	414,000円	215,000円
	2～3時間	747,000円	397,000円
	4～5時間	1,966,000円	1,360,000円
	6時間以上	3,252,000円	2,390,000円
そ の 他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	399,000円	200,000円
	2～3時間	699,000円	349,000円
	4～5時間	1,469,000円	863,000円
	6時間以上	2,555,000円	1,693,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定（児童1人当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	386,300円
3時間	579,400円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	300,000円
3時間	300,000円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2～3時間	349,000円
4～5時間	606,000円
6時間以上	862,000円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	150,000円
2時間	200,000円
3時間	300,000円

※1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 1 給食費（副食材料費）
生活保護世帯に属する児童（※）1人当たり月額 4,500円
※ 1号認定に限る
- 2 教材費・行事費等（給食費以外）
生活保護世帯に属する児童1人当たり月額 2,500円

実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費

<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p>	<p>1 新規参入施設への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円</p>	<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費</p>
<p>放課後児童健全育成事業</p>	<p>1 放課後児童健全育成事業費 (1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,424,000円－ (19人－支援の単位を構成する児童の数) ×26,500円 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 3,706,000円－ (36人－支援の単位を構成する児童の数) ×26,000円 (ロ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 3,706,000円 (ハ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 3,706,000円－ (支援の単位を構成する児童の数－45人) ×30,000円 (ニ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円 イ 開所日数加算額 (支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日) ×15,000円 (1日8時間以上開所する場合) ウ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額) (ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 ×292,000円 (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 131,000円 (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分) ア 基本額 (支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,267,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の施設 945,000円</p>	<p>局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費 (飲食物費を除く。)</p>

<p>イ 長時間開設加算額（支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 292,000円</p> <p>※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合 	
<p>2 放課後子ども環境整備事業費（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成26年4月1日雇児発0401第厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合 8,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開設前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 7,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 7,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3（2）③に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円</p> <p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※ 開所準備経費については平成27年度中に支払われたものに限る。</p>	<p>放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>
<p>3 放課後児童クラブ支援事業費（支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 1,712,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業 3,080,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 435,000円</p>	<p>放課後児童クラブ支援事業に必要な経費</p>

	<p>4 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業（支援の単位当たり年額）</p> <p>（１）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置 1,539,000円</p> <p>（２）常勤職員の配置 2,831,000円</p> <hr/> <p>5 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 1,712,000円</p> <hr/> <p>6 放課後児童支援員等適正配置推進事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 532,000円</p>	<p>放課後児童クラブ開所時間延長支援事業を実施するために必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金</p> <p>障害児受入強化推進事業に必要な経費</p> <p>放課後児童支援員等適正配置推進事業に必要な給料</p>
<p>子育て短期支援事業</p>	<p>1 運営費</p> <p>（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,630円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,720円</p> <p>ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円</p> <p>（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>（ア）基本分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>（イ）宿泊分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円</p> <p>ウ 児童の送迎の実施 箇所数 × 61,710円</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円</p>	<p>子育て短期支援事業の実施に必要な経費</p>

	<p>※ 平成27年度中に支払われたものに限る。</p> <p>※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	<p>1. 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1) ケース対応会議の開催</p> <p>(2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・家事援助 ・ 専門的相談支援 <p> $\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業による家庭訪} \\ \text{問数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right) \times 8,000\text{円}$ </p> <p>2. 1以外の市町村</p> <p> $\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業による家庭訪} \\ \text{問数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right) \times 6,000\text{円}$ </p>	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施に必要な経費
養育支援訪問事業	<p>1. 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2. 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3. 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p>	養育訪問支援事業の実施に必要な経費
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組</p> <p>(1) 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 受講人数 × 80,000円</p> <p>(2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1市町村当たり 3,000,000円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1市町村当たり 660,000円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組</p> <p>(1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合</p>	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費

	<p style="text-align: right;">1 市町村当たり 720,000円</p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合</p> <p style="text-align: right;">1 市町村当たり 2,520,000円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 640,000円</p>	
地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(7) 常勤職員を配置した場合</p> <p style="text-align: right;">3～4日型 4,814,000円</p> <p style="text-align: right;">5日型 7,453,000円</p> <p style="text-align: right;">6～7日型 7,948,000円</p> <p>※「3～4日型」については非常勤職員を3名配置した場合に適用</p> <p>※「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業について」1(5)③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>(イ) 非常勤のみを配置している場合</p> <p style="text-align: right;">3～4日型 3,583,000円</p> <p style="text-align: right;">5日型 4,386,000円</p> <p style="text-align: right;">6～7日型 5,189,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>(7) 子育て支援活動の展開を図る取組</p> <p style="text-align: right;">3～4日型 1,230,000円</p> <p style="text-align: right;">5日型 3,070,000円</p> <p style="text-align: right;">6～7日型 2,760,000円</p> <p>(イ) 地域支援 1,224,000円</p> <p>(2) 出張ひろば 1,361,000円</p> <p>(3) 小規模型指定施設</p> <p>ア 基本分 2,598,000円</p> <p>イ 加算分 1,363,000円</p>	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

- (2) 連携型
- ア 基本分
- 3～4日型 1,696,000円
- 5～7日型 2,662,000円
- イ 加算分 440,000円

2 開設準備経費（1か所当たり年額）

- (1) 改修費等 1か所当たり 4,000,000円
- (2) 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円

※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。

一時預かり事業

1 運営費

(1) 一般型（保育所等在籍園児以外の児童分）（1か所当たり年額）

ア 基本分

(ア)保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,473,000円
300人以上900人未満	1,580,000円
900人以上1,500人未満	2,840,000円
1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円

(イ)(ア)以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,331,000円
300人以上900人未満	1,500,000円
900人以上1,500人未満	2,700,000円
1,500人以上2,100人未満	3,900,000円
2,100人以上2,700人未満	5,100,000円
2,700人以上3,300人未満	6,300,000円
3,300人以上3,900人未満	7,500,000円
3,900人以上	8,700,000円

一時預かり事業の実施に必要な費用

	<p>イ 基幹型施設加算 1,010,000円</p> <p>(2) 幼稚園型（児童1人当たり日額）</p> <p>ア 在籍園児分</p> <p>(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)</p> <p>i 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 400円</p> <p>ii 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 (1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円 (10円以下切り捨て)</p> <p>(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円</p> <p>(ウ) 長時間加算 100円</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分</p> <p>(ア) 8時間以下の利用 800円</p> <p>(イ) 長時間加算 100円</p> <p>※ 公費支援の総額（1施設当たり年額）は、9,140,000円を上限額とする。</p> <p>(3) 余裕活用型 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>(4) 居宅訪問型（児童一人当たり日額）</p> <p>利用時間4時間以上 8,200円</p> <p>利用時間4時間未満 4,100円</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。</p> <p>※ (2)は一般型に限る。</p>	
病児保育事業	<p>1 病児対応型（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 基本分</p> <p>ア 基本分 2,417,000円</p> <p>イ 改善分</p> <p>利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算</p> <p>2,417,000円</p>	病児保育事業の実施に必要な経費

(2) 加算分（1か所当たり年額）

年間延べ利用児童数	基準額
10人以上50人未満	504,000円
50人以上200人未満	2,518,000円
200人以上400人未満	4,280,000円
400人以上600人未満	6,294,000円
600人以上800人未満	7,804,000円
800人以上1,000人未満	9,818,000円
1,000人以上1,200人未満	11,832,000円
1,200人以上1,400人未満	13,846,000円
1,400人以上1,600人未満	15,860,000円
1,600人以上1,800人未満	17,874,000円
1,800人以上2,000人未満	19,888,000円
2,000人以上	21,902,000円

(3) 低所得者減免分加算

ア 生活保護法による被保護者世帯

5,000円 × 年間延利用人員

イ 市区町村民税非課税世帯

2,500円 × 年間延利用人員

※ 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること

(4) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成27年度中に支払われたものに限る。

2 病後児対応型（1か所当たり年額）

(1) 基本分

ア 基本分 2,006,000円

イ 改善分

利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や

巡回支援等を実施した場合に次の額を加算

2,006,000円

(2) 加算分 (1か所当たり年額)

年間延べ利用児童数	基準額
10人以上50人未満	401,000円
50人以上200人未満	2,207,000円
200人以上400人未満	3,109,000円
400人以上600人未満	5,015,000円
600人以上800人未満	6,820,000円
800人以上1,000人未満	8,726,000円
1,000人以上1,200人未満	10,632,000円
1,200人以上1,400人未満	12,538,000円
1,400人以上1,600人未満	14,443,000円
1,600人以上1,800人未満	16,349,000円
1,800人以上2,000人未満	18,255,000円
2,000人以上	20,160,000円

(3) 低所得者減免分加算

ア 生活保護法による被保護者世帯

5,000円 × 年間延利用人員

イ 市区町村民税非課税世帯

2,500円 × 年間延利用人員

※ 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4 保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること)

(4) 普及定着促進費(開設準備経費)

ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成27年度中に支払われたものに限る。

3 体調不良児対応型 1か所当たり年額 4,310,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,150,000円)

4 非施設型（訪問型） 1か所当たり年額 6,882,000円
 （ただし、実施期間が6か月未満の施設にあつては、
 3,441,000円）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

1 運営費（1市町村当たり年額）

(1) 基本事業

ア 基本分

会員数	
50人～ 99人	1,800,000円
100人～ 299人	2,000,000円
300人～ 599人	2,800,000円
600人～ 999人	4,000,000円
1,000人～1,499人	8,100,000円
1,500人～1,999人	12,100,000円
2,000人～2,999人	16,200,000円
3,000人以上	20,200,000円

イ 加算分

(ア) 支部の設置か所数に応じた加算

・10か所以上 10,100,000円

・10か所未満 支部数×1,000,000円

(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算

360,000円

(2) 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

預かり等の利用件数	
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件以上	14,500,000円

ファミリー・サポート・センター事業の実施に必要な経費

イ 加算分

(ア) 近隣市町村会員受入 1,000,000円

(イ) 初年度体制整備（事業開始度に限る） 4,000,000円

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の
利用支援を実施する場合の加算 400,000円

2 開設準備経費（1市町村当たり年額）

(1) 改修費等 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円

※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。

子ども・子育て支援交付金調書

市町村名 _____

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

- 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長 印

平成 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|------------|---------|---|
| 1 | 国庫交付金交付申請額 | 特 定 分 金 | 円 |
| | | 一 般 分 金 | 円 |
| | | 合 計 金 | 円 |
- 2 平成 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書(別表1)
- 3 平成 年度子ども・子育て支援交付金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
I. 特定分								
延長保育事業								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
病児保育事業								1/3
事業費合計								1/3
低所得者減免分加算合計								1/3
特定分計								
II. 一般分								
利用者支援事業								1/3
実費徴収に伴う補足給付を行う事業								1/3
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
子育て短期支援事業								1/3
養育支援訪問事業								1/3
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3
一時預かり事業								1/3
地域子育て支援拠点事業								1/3
病児保育事業								1/3
子育て援助活動支援事業								1/3
一般分計								
合計								

(記載上の注意)

- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

市町村名 _____

1. 利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 基本型			
2. 特定型			
3. 母子保健型			
合計			

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1)基本型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施 月数 ④	窓口の開 設日数/週 ⑤	窓口の開 設時間/日 ⑥	職員の配置			開設 準備経費 ⑩	対象経費の 支出予定額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫
							専任職員 ⑦	補助職員 ⑧	計 ⑨			
1												
2												
3												
4												
5												
計												

1. ②欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他、未定から該当するものを選択すること。

2. ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。

4. ⑩欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」、そうでない場合には「無」と記載すること。

(2) 特定型

0～5歳児人口 (H25.10.1時点、H26.10.1時 点のいずれか多い方) ①	実施条件 ②	認可保育所の定員充足率100%以上 認可保育所数100以上 待機児童50人以上(○時点)
--	-----------	--

No.	名称 ③	実施場所 ④	運営主体 ⑤	事業実施 月数 ⑥	窓口の開 設日数/週 ⑦	窓口の開 設時間/日 ⑧	職員の配置			開設前 準備経費 ⑫	対象経費の 支出予定額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭
							専任職員 ⑨	補助職員 ⑩	計 ⑪			
1												
2												
3												
4												
5												
計												

- ①欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
- ②欄は、特定型の補助要件として実施要綱の別紙に定める要件のうち、満たすものすべてに「○」を付すこと。
- ④欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑤欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ⑫欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「○」を記載すること。

(3) 母子保健型

実施場所 ①	事業実施 月数 ②	職員の配置				開設 準備経費 ⑧	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩
		保健師等専門職員		補助職員 ⑥	計 ⑦			
		(専任) ④	(兼任) ⑤					

- ②欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分切り捨てた値を記載すること。
- ⑦欄は、「保健師等専門職員」と「補助職員」の合計数を記載すること。
- ⑧欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」、そうでない場合には「無」と記載すること。

2. 延長保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 一般型(保育短時間認定)			
2. 一般型(保育標準時間認定)			
3. 訪問型(保育短時間認定)			
4. 訪問型(保育標準時間認定)			
合計			

1. ②③欄には、「(1)一般型(保育短時間認定)」「(2)一般型(保育標準時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名称 ①	実施施設 の類型 ②	事業実施 月数 ③	延長時間 ④	平均対象 児童数 ⑤	短時間認定 在籍児童数 ⑥	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧
1				前	前			
				後	後			
2				前	前			
				後	後			
3				前	前			
				後	後			
4				前	前			
				後	後			
5				前	前			
				後	後			
計								

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20以上)」「事業所内(19以下)」「家庭的保育(4以上)」「家庭的保育(3以下)」のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ④欄は、実施要綱4(1)④(ア)に基づく延長時間を記載すること。
- ⑤欄は、実施要綱4(1)④(ア)に基づく平均対象児童数を記載すること。
- ⑥欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記載すること。(小数点以下第1位を四捨五入)

(2)一般型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称 ①	実施施設 の類型 ②	事業実施 月数 ③	自園 調理等 ④	延長時間 ⑤	平均対象 児童数 ⑥	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧
1					前	前		
					後	後		
2					前	前		
					後	後		
3					前	前		
					後	後		
4					前	前		
					後	後		
5					前	前		
					後	後		
計								

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20以上)」「事業所内(19以下)」「家庭的保育(4以上)」「家庭的保育(3以下)」のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記載すること。
- ⑤欄は、実施要綱4(1)④(イ)または(ウ)に基づく延長時間を記載すること。
- ⑥欄は、実施要綱4(1)④(イ)または(ウ)に基づく平均対象児童数を記載すること。

(3)訪問型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の 種類 ②	事業実施 月数 ③	延長時間 ④	年間延べ 利用日数 ⑤	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦
1				前 後	前 後		
2				前 後	前 後		
3				前 後	前 後		
4				前 後	前 後		
5				前 後	前 後		
計							

- ②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④(ア)に基づく延長時間を記載すること。

(4)訪問型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の 種類 ②	事業実施 月数 ③	延長時間 ④	年間延べ 利用日数 ⑤	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦
1				前 後	前 後		
2				前 後	前 後		
3				前 後	前 後		
4				前 後	前 後		
5				前 後	前 後		
計							

- ②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④(イ)に基づく延長時間を記載すること。

別表2

3. 実費徴収に伴う補足給付を行う事業

市町村名 _____

	支給児童数(延月数)		対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助 基準額 ④
	給食費 (副食材料費) ①	教材費・行事費等 (給食費以外) ②		
1号認定				
2号認定				
3号認定				
合計				

別表2

市町村名 _____

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 新規参入施設への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教委育・保育経費			
合計			

1. ②③欄には、「(1)新規参入施設への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1) 新規参入施設への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1				/	
2					
3					
4					
5					
計					

- ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称 ①	施設類型 ②	対象児童数 (年間延数) ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

1. ②欄は、以下から該当するものを記載すること。

- ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
- ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、
- オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、
- キ. 保育所型、ク. 地方裁量型

2. ③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記載すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人・・・ の場合、3人+4人+5人+・・・の合計値)
また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記載すること。

別表2

I. 特定分

市町村名

放課後児童健全育成事業

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業費	円	円
放課後子ども環境整備事業費	円	円
放課後児童クラブ支援事業費	円	円
合計	円	円

(注) 各表に記載された数値の合計額と付合すること。

II. 一般分

放課後児童健全育成事業

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業費	円	円
障害児受入強化推進事業費	円	円
放課後児童支援員等適正配置推進事業費	円	円
合計	円	円

(注) 各表に記載された数値の合計額と付合すること。

別表2

I. 特定分

放課後児童健全育成事業

(1) 放課後児童健全育成事業費

(ア) 開所日数250日以上

市町村名 _____

事業者名 (クラブ名)	開設状況						児童の 数	児童の数が1～9人		分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額
	年間開所 日数(a)	開所日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分		長期休暇等分			山間部、 漁業集 落、離島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合					
			開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数								
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1	日	日	～	時間	～	時間	人						円	円
2			～		～									
3			～		～									
4			～		～									
5			～		～									
6			～		～									
7			～		～									
8			～		～									
9			～		～									
10			～		～									
合計(か所)										か所				

(注1) ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

(注2) ④⑥欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記載すること。(1分未満切り捨て)

(注3) ⑤⑦欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注4) ⑨及び⑩欄は該当するものに「1」を記入すること。

(注5) ⑪欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注6) ⑫欄及び⑬欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

別表2

市町村名

(イ)開所日数200日～249日

事業者名 (クラブ名)	開所状況				児童の 数	利用者に対する ニーズ調査		児童の数が1～9人		分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額
	年間開 所日数	平日分		長期休暇等分		調査条 件	調査結 果児童 数	山間部、 漁業集 落、離島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合					
		開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間										
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1	日	～	時間	～	人					人			円	円
2		～		～										
3		～		～										
4		～		～										
5		～		～										
6		～		～										
7		～		～										
8		～		～										
9		～		～										
10		～		～										
合計(か所)										か所				

(注1)①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

(注2)③⑤欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記載すること。(1分未満切り捨て)

(注3)④欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注4)⑪欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5)⑫欄及び⑬欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6)⑭欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。

1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。

(注7)⑧欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。

(注8)「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ア)設置促進事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	事業内容		市町村行動計画策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
		改修	備品購入等			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1		該当するものに「1」を記入すること			円	円
2						
3						
4						
5						
合計	か所					

(注1)②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
 (注2)⑤欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

(イ)環境改善事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	幼稚園、認定こども園等における実施の有無(新規クラブ)	市町村行動計画策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
①	②	③	④	⑤	⑥
1				円	円
2					
3					
4					
5					
合計	か所				

(注1)②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名詞ではなく種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。
 (注2)③欄には、放課後児童健全育成事業を幼稚園、認定こども園等で新たに実施するために、小学生向け遊具購入費用を支弁する場合に「1」を記入すること。
 (注3)④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

別表2

市町村名

(ウ)障害児受入促進事業

事業者名(クラブ名)		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
		① 円	② 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

(エ)倉庫設置整備事業

事業者名(クラブ名)		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
		① 円	② 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(ア) 障害児受入推進事業

事業所名 (クラブ名)	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等の配置月数 (※)	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
①	②	③	④
	ヶ月	円	円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計 (か所)			

(注1) ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

(注2) 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を(※)欄に記載すること。

別表 2

市町村名

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業

事業所名 (クラブ名)	事業実施場所	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
合計 (箇所)					

(注1)「事業所名(クラブ名)」欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

(注2)「事業実施場所」欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名 (クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
1			
2			
3			
4			
5			
合計 (箇所)			

(注1)「事業所名(クラブ名)」欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

別表2

I. 一般分

放課後児童健全育成事業

(1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業費

(ア) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置

市町村名 _____

事業者の名称(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数 ①	開設状況		賃金改善する従事者数 ⑤	賃金改善する給与項目						主たる担当としての従事項目					対象経費の支出予定額 ⑰	国庫補助基準額 ⑱	
		年間開設日数 ②	開設時間		基本給 ⑥	手当 ⑦	手当の内容 ⑧	賞与 ⑨	その他 ⑩	その他の内容 ⑪	学校との情報共有 ⑫	保護者への連絡・情報共有 ⑬	防災・防犯対策 ⑭	要望・苦情への対応 ⑮	児童虐待早期発見への取組 ⑯			
			平日分 ③															長期休暇等分 ④
	ヶ月																	
1			～	～														
2			～	～														
3			～	～														
4			～	～														
5			～	～														
6			～	～														
7			～	～														
8			～	～														
9			～	～														
10			～	～														
合計																		

(記載上の注意)

- (1) ①欄には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- (2) ⑰欄は円未満の端数は切り捨てること。

(イ) 常勤職員の配置

事業者の名称(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数 ①	開設状況		賃金改善する従事者数 ⑤	賃金改善する給与項目						主たる担当としての従事項目					対象経費の支出予定額 ⑱	国庫補助基準額 ⑲		
		年間開設日数 ②	開設時間		基本給 ⑥	手当 ⑦	手当の内容 ⑧	賞与 ⑨	その他 ⑩	その他の内容 ⑪	地域組織との情報交換や相互交流 ⑫	児童館やその他の公共施設等の積極的活用 ⑬	地域住民との連携、協力 ⑭	地域の保健医療機関等と連携 ⑮	虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と連携・協議 ⑯			放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加 ⑰	
			平日分 ③																長期休暇等分 ④
	ヶ月																		
1			～	～															
2			～	～															
3			～	～															
4			～	～															
5			～	～															
6			～	～															
7			～	～															
8			～	～															
9			～	～															
10			～	～															
合計																			

(記載上の注意)

- (1) ①欄には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- (2) ⑰欄の「実施」欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「○」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。
- (3) ⑱欄は円未満の端数は切り捨てること。

別表2

(2) 障害児受入強化推進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	障害児数	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等の配置月数(※)	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
	① 人	② ヶ月	③ 円	④ 円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計(所)				

(注1)「事業所名(クラブ名)」欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

(注2) 障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証明書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注3) 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を(※)欄に記載すること。

別表 2

(3) 小規模放課後児童クラブ支援事業

市町村名

	事業所名 (クラブ名) ①	児童数 ② 人	放課後児童支 援員等数 ③ 人	対象経費の支 出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円
1					
2					
3					
4					
5					
	合計 (か所)				

(注1)①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

6. 子育て短期支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業			
合計			

1. ②③欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

No.	実施施設の名称 ①	施設種別 ②	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数 ③	利用児童数(延べ日数)			開設前 準備経費 ⑦	対象経費の 支出予定額 ⑧	国庫補助 基準額 ⑨
				2歳未満児・慢 性疾患児 ④	2歳以上児 ⑤	緊急一時保護 の母親 ⑥			
1									
2									
3									
4									
5									
計									

- ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記載すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- ③欄は、②欄で「その他」を記載した場合における具体的な施設種別を記載する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記載すること。
- ⑦欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「〇」と記載すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

No.	実施施設の名称 ①	施設種別 ②	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数 ③	利用児童数(延べ日数)			児童の送迎の実施 ⑦	開設前準備経費 ⑧	対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
				夜間養護事業		休日預かり事業 ⑥				
				基本分 ④	宿泊分 ⑤					
1										
2										
3										
4										
5										
計										

- ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記載すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- ③欄は、②欄で「その他」を記載した場合における具体的な施設種別を記載する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記載すること。
- ⑧欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「○」と記載すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取り組み内容			家庭訪問数	訪問対象 家庭数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
ケース対応会議 ①	支援の実施					
	育児・家事援助 ②	専門的相談支援 ③	④	⑤	⑥	⑦

- ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記載すること。
- ②③欄は、養育訪問支援事業において、該当する支援を実施している場合に「○」を記載すること。
- ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記載すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数			対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
育児・家事援助 ①	専門的相談支援 ②	助産師等による訪問支援 ③		

- ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記載すること。

9. 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワー ク関係機関の 連携強化	地域ネットワー ク構成員の専 門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携		地域住民への 周知を図る取 組	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資 格取得のための研 修(講習会)	更に児童虐待への 専門性を向上させる ための研修			実施要綱3 (4)①の取組	実施要綱3 (4)②の取組			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記載すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記載すること。

10. 地域子育て支援拠点事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 一般型			
2. 出張ひろば(一般型)			
3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計			

1. ②③欄には、「(1)基本型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1)一般型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施 月数 ④	開設日数 (週当たり) ⑤	開設時間 (1日当たり) ⑥	専任職員の配置			従来のセン ター型実施の 有無 ⑩	地域の子育て支 援活動の展開を 図るための取組 ⑪	地域支援 ⑫	利用者支援事 業)の実施 ⑬	開設準備経費		対象経費の 支出予定額 ⑯	国庫補助 基準額 ⑰
							常勤職員 ⑦	非常勤職員 ⑧	合計 ⑨					改修費・備品購入費 ⑭	礼金及び賃借料 ⑮		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

- ②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他、未定から該当するものを記載すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記載すること。
- ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記載すること。
- ⑩欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記載すること。
- ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のエの(ア)～(イ)のうち該当する記号を記載すること。
- ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のカの(ア)～(イ)のうち該当する記号を全て記載すること。
- ⑬欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施の有無を記載すること。
- ⑭⑮欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。

(2)出張ひろば(一般型)

No.	出張元名称 ①	出張先名称 ②	事業実施 月数 ③	開設日数 (週当たり) ④	開設時間 (1日当たり) ⑤	開設準備経費		対象経費の 支出予定額 ⑧	国庫補助 基準額 ⑨
						改修費・備品購入費 ⑥	礼金及び賃借料 ⑦		
1									
2									
3									
4									
5									
計									

- ①欄は、出張元となっている一般型及び地域機能強化型の拠点の名称を記載すること
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記載すること。
- ④欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記載すること。
- ⑥⑦欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施 月数 ④	開設日数 (週当たり) ⑤	開設時間 (1日当たり) ⑥	専任職員の配 置 ⑦	事業内容 ⑧	保険相談(週 3回程度実 施)の有無 ⑨	開設年月日 (H19.3.31以前でなけ れば対象外) ⑩	対象経費の 支出予定額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫
1												
2												
3												
4												
5												
計												

- ②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを記載すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入記載すること。
- ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記載すること。
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(イ)のdの(a)~(c)のうち該当する記号を全て記載すること。
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記載すること。
- ⑩欄は、開設年月日について記載すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

(4)連携型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施 月数 ④	開設日数 (週当たり) ⑤	開設時間 (1日当たり) ⑥	専任職員の配 置 ⑦	地域の子育て力を高 める取組の実施 ⑧	利用者支援事 業の実施 ⑨	開設前準備経費 ⑩		対象経費の 支出予定額 ⑫	国庫補助 基準額 ⑬
										改修費・備品購入費	礼金及び賃借料 ⑪		
1													
2													
3													
4													
5													
計													

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他、未定から該当するものを記載すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入記載すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記載すること。
- ⑨欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施の有無を記載すること。
- ⑩⑪欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。

11. 一時預かり事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 一般型			
2. 幼稚園型			
3. 余裕活用品			
4. 居宅訪問型			
合計			

1. ②③欄には、「(1)一般型」「(2)幼稚園型」「(3)余裕活用品」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1)一般型

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施 月数 ④	利用見込児童数 (年間延人数) ⑤	専任職員の配置				開所時間 ⑩	開所日数 ⑪	基幹型施設 ⑫	地域密着Ⅱ型 ⑬	開設準備経費		対象経費の 支出予定額 ⑯	国庫補助 基準額 ⑰
						保育士 ⑥	家庭的保育者 ⑦	研修受講者 ⑧	合計 ⑨					改修費等 ⑭	礼金及び賃借料 ⑮		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

- ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ⑤欄は、保育所等に在籍しない児童数を記載すること。
- ⑥～⑧欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記載すること。
- ⑦欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にその見なしている人数を記載すること。
- 基幹型施設の場合は、⑫欄に「○」を記載すること。
- 地域密着Ⅱ型として実施している場合には、⑬欄に○を記載すること。
- ⑭⑮欄は、開設前準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。

(2)幼稚園型

No.	名称 ①	施設所在地 市町村名 ②	設置主体 ③	施設の年間実施 日数		利用見込者数(年間延べ人数)(自市町村分)						施設当たり年 間延べ利用見 込者数(平 日・在籍園 児) ⑫	開設準備経費 (改修費等) ⑬	対象経費の 支出予定額 ⑭	国庫補助 基準額 ⑮	
				平日 ④	休日 ⑤	幼稚園在籍園児			幼稚園在籍園児以外 平日+休日							
						平日	休日	平日+休日	平日	休日	平日+休日					
1																
2																
3																
4																
5																
計																

- ③欄は、公立、私立のいずれかを記載すること。
- ④欄は、長期休業期間の平日(職員が通常出勤する日)に実施する場合もカウントすること。また、休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑤欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑤欄は、④欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、⑥⑧の平日・休日の考え方は2. 3. の考え方と同様である。
- ⑥～⑪欄は、自市町村居住者について記載すること。
- ⑦欄は、平日において4時間/日(教育課程時間との合計が8時間まで)、⑨欄は休日において8時間/日を1時間以上超える場合の年間延べ利用見込者を記載すること。
- ⑫欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記載すること。
(施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の見込等を踏まえた年間延べ利用見込者数(在籍園児の平日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。)
- ⑬欄は、該当する場合に「○」を記載すること。

(3) 余裕活用型

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施 月数 ④	利用見込児童数 (年間延人数)		開設準備経費 (改修費等) ⑥	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧
					4時間以上 ④	4時間未満 ⑤			
1									
2									
3									
4									
5									
計									

- ②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ⑥欄は、該当する場合に「○」を記載すること。

(4) 居宅訪問型

No.	派遣元施設名称 ①	設置主体 ②	事業実施 月数 ③	利用見込児童数(年間延人数)			開設準備経費 (改修費等) ⑦	対象経費の 支出予定額 ⑧	国庫補助 基準額 ⑨
				4時間以上 ④	4時間未満 ⑤	合計 ⑥			
1									
2									
3									
4									
5									
計									

- ②欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ⑦欄は、該当する場合に「○」を記載すること。

12. 病児保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
ア. 特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
イ. 一般分			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
合計			

1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1) 病児対応型

ア. 特定分

① 基本分・加算分

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金 (1日当たり) ⑤	事業実施 月数 ⑥	利用見込児童数 (年間延人数) ⑦	普及定着促進費		対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪
								改修費等 ⑧	礼金及び賃借料 ⑨		
1											
2											
3											
4											
5											
計											

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑧⑨欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。
- ⑩欄に記入する額は⑪欄に記入する額の範囲内とし、超過分については、イ. 一般分(改善分)の①欄に記入すること。

② 低所得者減免分加算

No.	名称 ①	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
		②	③			
1						
2						
3						
4						
5						
計						

イ. 一般分(改善分)

No.	名称	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助 基準額 ②
1			
2			
3			
4			
5			
計			

ア. 特定分①基本分・加算分において、⑩欄と⑪欄が同額となる施設で該当がある場合に記入すること。

(2)病後児対応型

ア. 特定分

①基本分・加算分

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金 (1日当たり) ⑤	事業実施 月数 ⑥	利用見込児童数 (年間延人数) ⑦	普及定着促進費		対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪
								改修費等 ⑧	礼金及び賃借料 ⑨		
1											
2											
3											
4											
5											
計											

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑧⑨欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「〇」を記載すること。
- ⑩欄に記入する額は⑪欄に記入する額の範囲内とし、超過分については、イ. 一般分(改善分)の①欄に記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称 ①	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
		②	③			
1						
2						
3						
4						
5						
計						

イ. 一般分(改善分)

No.	名称	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助 基準額 ②
1			
2			
3			
4			
5			
計			

- ア. 特定分①基本分・加算分において、⑩欄と⑪欄が同額となる施設で該当がある場合に記入すること。

(3)体調不良児型

ア. 特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設)

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施 月数 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。

イ. 一般分(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設)

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施 月数 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。

(4)非施設型(訪問型)

No.	名称 ①	設置主体 ②	事業実施 月数 ③	利用料金 (1日当たり) ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

- ②欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。

13. 子育て援助活動支援事業

基本事業				病児・緊急対応強化事業			ひとり親家庭 の利用支援	開設前準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額			
会員数				支部数	講習(24h以上) の実施	利用件数(年 間延べ数)		近隣市町村会 員の受入	初年度体制整 備			改修費・備品購入費	礼金及び賃借料	
提供会員 ①	依頼会員 ②	両方会員 ③	合計 ④				⑤			⑥	⑦			⑧

- ⑤欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記載すること。また、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
- ⑥欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「○」を記載すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「○」は記載できないことに留意すること。
- ⑧⑨⑩欄は、当てはまる取組を行っている場合に「○」を記載すること。
- ⑪⑫欄は、開設前準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事 印

平成 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成 年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表
- 2 平成 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

平成 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額		
		特 定 分	一 般 分	合 計
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
合計 (市町村分)			

平成 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>で申請のあった平成 年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事



- この交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。
 - 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- | | | | |
|-----------|-------|---|---|
| 事業に要する経費 | 特 定 分 | 金 | 円 |
| | 一 般 分 | 金 | 円 |
| | 合 計 | 金 | 円 |
| 交 付 決 定 額 | 特 定 分 | 金 | 円 |
| | 一 般 分 | 金 | 円 |
| | 合 計 | 金 | 円 |
- この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
 - この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。
 - 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。
 - この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度子ども・子育て支援交付金追加交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成 年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

- 1 この交付金の交付の対象となる事業、その他は「平成 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。
- 2 この交付金の額は次のとおりである。

	特 定 分	一 般 分	合 計
今回交付決定額	金 円	金 円	金 円
前回交付決定額	金 円	金 円	金 円
差引追加額	金 円	金 円	金 円

- 3 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長 印

平成 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度子ども・子育て支援交付金精算書(別表1)
- 2 平成 年度子ども・子育て支援交付金精算額調書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①- ②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧	国庫補助金 交付決定額 ⑨	国庫補助金 受入済額 ⑩	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
I. 特定分											
延長保育事業									1/3		
放課後児童健全育成事業									1/3		
病児保育事業									1/3		
事業費合計									1/3		
低所得者減免分加算合計									1/3		
特定分 計											
II. 一般分											
利用者支援事業									1/3		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業									1/3		
多様な主体の参入促進事業									1/3		
放課後児童健全育成事業									1/3		
子育て短期支援事業									1/3		
養育支援訪問事業									1/3		
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業									1/3		
一時預かり事業									1/3		
地域子育て支援拠点事業									1/3		
病児保育事業									1/3		
子育て援助活動支援事業									1/3		
一般分 計											
合計											

(記載上の注意)

- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更には、「I 特定分」「II 一般分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。

別表2

市町村名 _____

1. 利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 基本型			
2. 特定型			
3. 母子保健型			
合計			

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1)基本型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施 月数 ④	窓口の開 設日数/週 ⑤	窓口の開 設時間/日 ⑥	職員の配置			開設 準備経費 ⑩	対象経費の 実支出額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫
							専任職員 ⑦	補助職員 ⑧	計 ⑨			
1												
2												
3												
4												
5												
計												

1. ②欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他、未定から該当するものを選択すること。

2. ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。

4. ⑩欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」、そうでない場合には「無」と記載すること。

(2) 特定型

0～5歳児人口 (H25.10.1時点、H26.10.1時 点のいずれか多い方) ①	実施条件 ②	認可保育所の定員充足率100%以上 認可保育所数100以上 待機児童50人以上(○時点)
--	-----------	--

No.	名称 ③	実施場所 ④	運営主体 ⑤	事業実施 月数 ⑥	窓口の開 設日数/週 ⑦	窓口の開 設時間/日 ⑧	職員の配置			開設 準備経費 ⑫	対象経費の 実支出額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭
							専任職員 ⑨	補助職員 ⑩	計 ⑪			
1												
2												
3												
4												
5												
計												

- ①欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
- ②欄は、特定型の補助要件として実施要綱の別紙に定める要件のうち、満たすものすべてに「○」を付すこと。
- ④欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑤欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ⑫欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「○」を記載すること。

(3) 母子保健型

実施場所 ①	事業実施 月数 ②	職員の配置				開設 準備経費 ⑧	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩
		保健師等専門職員		補助職員 ⑥	計 ⑦			
		(専任) ④	(兼任) ⑤					

- ②欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分切り捨てた値を記載すること。
- ⑦欄は、「保健師等専門職員」と「補助職員」の合計数を記載すること。
- ⑧欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」、そうでない場合には「無」と記載すること。

2. 延長保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 一般型(保育短時間認定)			
2. 一般型(保育標準時間認定)			
3. 訪問型(保育短時間認定)			
4. 訪問型(保育標準時間認定)			
合計			

1. ②③欄には、「(1)一般型(保育短時間認定)」「(2)一般型(保育標準時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名称 ①	実施施設 の類型 ②	事業実施 月数 ③	延長時間 ④	平均対象 児童数 ⑤	短時間認定 在籍児童数 ⑥	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧
1				前	前			
				後	後			
2				前	前			
				後	後			
3				前	前			
				後	後			
4				前	前			
				後	後			
5				前	前			
				後	後			
計								

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20以上)」「事業所内(19以下)」「家庭的保育(4以上)」「家庭的保育(3以下)」のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ④欄は、実施要綱4(1)④(ア)に基づく延長時間を記載すること。
- ⑤欄は、実施要綱4(1)④(ア)に基づく平均対象児童数を記載すること。
- ⑥欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記載すること。(小数点以下第1位を四捨五入)

(2)一般型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称 ①	実施施設 の類型 ②	事業実施 月数 ③	自園 調理等 ④	延長時間 ⑤	平均対象 児童数 ⑥	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧
1					前	前		
					後	後		
2					前	前		
					後	後		
3					前	前		
					後	後		
4					前	前		
					後	後		
5					前	前		
					後	後		
計								

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20以上)」「事業所内(19以下)」「家庭的保育(4以上)」「家庭的保育(3以下)」のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記載すること。
- ⑤欄は、実施要綱4(1)④(イ)または(ウ)に基づく延長時間を記載すること。
- ⑥欄は、実施要綱4(1)④(イ)または(ウ)に基づく平均対象児童数を記載すること。

(3) 訪問型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の 類型 ②	事業実施 月数 ③	延長時間 ④	年間延べ 利用日数 ⑤	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦
1				前 後	前 後		
2				前 後	前 後		
3				前 後	前 後		
4				前 後	前 後		
5				前 後	前 後		
計							

- ②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④(ア)に基づく延長時間を記載すること。

(4) 訪問型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の 類型 ②	事業実施 月数 ③	延長時間 ④	年間延べ 利用日数 ⑤	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦
1				前 後	前 後		
2				前 後	前 後		
3				前 後	前 後		
4				前 後	前 後		
5				前 後	前 後		
計							

- ②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④(イ)に基づく延長時間を記載すること。

別表2

3. 実費徴収に伴う補足給付を行う事業

市町村名 _____

	支給児童数(延月数)		対象経費の 実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
	給食費 (副食材料費) ①	教材費・行事費等 (給食費以外) ②		
1号認定				
2号認定				
3号認定				
合計				

別表2

市町村名 _____

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 新規参入施設への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教委育・保育経費			
合計			

1. ②③欄には、「(1)新規参入施設への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1)新規参入施設への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1				/	
2					
3					
4					
5					
計					

- ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称 ①	施設類型 ②	対象児童数 (年間延数) ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

1. ②欄は、以下から該当するものを記載すること。

- ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
- ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、
- オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、
- キ. 保育所型、ク. 地方裁量型

2. ③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記載すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人… の場合、3人+4人+5人+…の合計値)

また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記載すること。

別表2

I. 特定分

市町村名

放課後児童健全育成事業

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業費	円	円
放課後子ども環境整備事業費	円	円
放課後児童クラブ支援事業費	円	円
合計	円	円

(注) 各表に記載された数値の合計額と付合すること。

II. 一般分

放課後児童健全育成事業

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業費	円	円
障害児受入強化推進事業費	円	円
放課後児童支援員等適正配置推進事業費	円	円
合計	円	円

(注) 各表に記載された数値の合計額と付合すること。

別表2

I. 特定分

放課後児童健全育成事業

(1) 放課後児童健全育成事業費

(ア) 開所日数250日以上

市町村名 _____

事業者名 (クラブ名)	開設状況						児童の 数	児童の数が1～9人		分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費 の実支出 額	国庫補助 基準額
	年間開所 日数(a)	開所日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分		長期休暇等分			山間部、 漁業集 落、離島	その他厚 生労働大臣が認め る場合					
			開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数								
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1	日	日	～	時間	～	時間	人						円	円
2			～		～									
3			～		～									
4			～		～									
5			～		～									
6			～		～									
7			～		～									
8			～		～									
9			～		～									
10			～		～									
合計(か所)										か所				

(注1)①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

(注2)④⑥欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記載すること。(1分未満切り捨て)

(注3)⑤⑦欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注4)⑨及び⑩欄は該当するものに「1」を記入すること。

(注5)⑪欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注6)⑫欄及び⑬欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

別表2

市町村名

(イ)開所日数200日～249日

事業者名 (クラブ名)	開所状況				児童の 数	利用者に対する ニーズ調査		児童の数が1～9人		分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	対象経費 の実支出 額	国庫補助 基準額
	年間開 所日数	平日分		長期休暇等分		調査条 件	調査結 果児童 数	山間部、 漁業集 落、離島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合					
		開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間										
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1	日	～	時間	～	人					人			円	円
2		～		～										
3		～		～										
4		～		～										
5		～		～										
6		～		～										
7		～		～										
8		～		～										
9		～		～										
10		～		～										
合計(か所)										か所				

(注1)①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

(注2)③⑤欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記載すること。(1分未満切り捨て)

(注3)④欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注4)⑪欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5)⑫欄及び⑬欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6)⑭欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。

1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。

(注7)⑧欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。

(注8)「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ア)設置促進事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	事業内容		市町村行動計画 策定の有無	対象経費の支 出予定額	国庫補助 基準額
		改修	備品購入等			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1		該当するものに「1」を記入すること			円	円
2						
3						
4						
5						
合計	か所					

(注1)②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
 (注2)⑤欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

(イ)環境改善事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	幼稚園、認定こ ども園等におけ る実施の有無(新 規クラブ)	市町村行動計 画策定の有無	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④	⑤	⑥
1				円	円
2					
3					
4					
5					
合計	か所				

(注1)②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名詞ではなく種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。
 (注2)③欄には、放課後児童健全育成事業を幼稚園、認定こども園等で新たに実施するために、小学生向け遊具購入費用を支弁する場合に「1」を記入すること。
 (注3)④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

別表2

市町村名

(ウ)障害児受入促進事業

事業者名(クラブ名)		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		① 円	② 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

(エ)倉庫設置整備事業

事業者名(クラブ名)		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
		① 円	② 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(ア) 障害児受入推進事業

事業所名 (クラブ名)	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等の配置月数 (※)	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
①	②	③	④
	ヶ月	円	円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計 (か所)			

(注1) ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

(注2) 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を(※)欄に記載すること。

別表 2

市町村名

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業

事業所名 (クラブ名)	事業実施場所	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
合計 (箇所)					

(注1)「事業所名(クラブ名)」欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

(注2)「事業実施場所」欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例:民家・アパート等)を記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名 (クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1			
2			
3			
4			
5			
合計 (箇所)			

(注1)「事業所名(クラブ名)」欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

別表2

I. 一般分

放課後児童健全育成事業

(1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業費

(ア) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置

市町村名 _____

事業者の名称(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数 ①	開設状況		賃金改善する従事者数 ⑤	賃金改善する給与項目						主たる担当としての従事項目					対象経費の実支出額 ⑰	国庫補助基準額 ⑱	
		年間開設日数 ②	開設時間		基本給 ⑥	手当 ⑦	手当の内容 ⑧	賞与 ⑨	その他 ⑩	その他の内容 ⑪	学校との情報共有 ⑫	保護者への連絡・情報共有 ⑬	防災・防犯対策 ⑭	要望・苦情への対応 ⑮	児童虐待早期発見への取組 ⑯			
			平日分 ③															長期休暇等分 ④
	ヶ月																	
1			～															
2			～															
3			～															
4			～															
5			～															
6			～															
7			～															
8			～															
9			～															
10			～															
合計																		

(記載上の注意)

(1) ①欄には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。

(2) ⑰欄は円未満の端数は切り捨てること。

(イ) 常勤職員の配置

事業者の名称(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数 ①	開設状況		賃金改善する従事者数 ⑤	賃金改善する給与項目						主たる担当としての従事項目						対象経費の実支出額 ⑱	国庫補助基準額 ⑲	
		年間開設日数 ②	開設時間		基本給 ⑥	手当 ⑦	手当の内容 ⑧	賞与 ⑨	その他 ⑩	その他の内容 ⑪	地域組織との情報交換や相互交流 ⑫	児童館やその他の公共施設等の積極的活用 ⑬	地域住民との連携、協力 ⑭	地域の保健医療機関等と連携 ⑮	虐待ケースの具体的な支援内容等を開発機関と連携・協議 ⑯	放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加 ⑰			
			平日分 ③																長期休暇等分 ④
	ヶ月																		
1			～																
2			～																
3			～																
4			～																
5			～																
6			～																
7			～																
8			～																
9			～																
10			～																
合計																			

(記載上の注意)

(1) ①欄には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。

(2) ⑰欄の「実施」欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「○」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。

(3) ⑱欄は円未満の端数は切り捨てること。

別表 2

(2) 障害児受入強化推進事業

市町村名

事業所名 (クラブ名)	障害児数	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等の配置月数 (※)	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	① 人	② ヶ月	③ 円	④ 円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計 (所)				

(注1)「事業所名(クラブ名)」欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

(注2) 障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証明書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注3) 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を(※)欄に記載すること。

別表2

(3) 小規模放課後児童クラブ支援事業

市町村名

	事業所名 (クラブ名) ①	児童数 ② 人	放課後児童支 援員等数 ③ 人	対象経費の実 支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円
1					
2					
3					
4					
5					
	合計 (か所)				

(注1)①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

6. 子育て短期支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業			
合計			

1. ②③欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

No.	実施施設の名称 ①	施設種別 ②	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数 ③	利用児童数(延べ日数)			開設前 準備経費 ⑦	対象経費の 実支出額 ⑧	国庫補助 基準額 ⑨
				2歳未満児・慢 性疾患児 ④	2歳以上児 ⑤	緊急一時保護 の母親 ⑥			
1									
2									
3									
4									
5									
計									

- ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記載すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- ③欄は、②欄で「その他」を記載した場合における具体的な施設種別を記載する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記載すること。
- ⑦欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「○」と記載すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

No.	実施施設の名称 ①	施設種別 ②	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数 ③	利用児童数(延べ日数)			児童の送迎の実施 ⑦	開設前準備経費 ⑧	対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
				夜間養護事業		休日預かり事業 ⑥				
				基本分 ④	宿泊分 ⑤					
1										
2										
3										
4										
5										
計										

- ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記載すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- ③欄は、②欄で「その他」を記載した場合における具体的な施設種別を記載する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記載すること。
- ⑧欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「○」と記載すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

別表2

市町村名 _____

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取り組み内容			家庭訪問数	訪問対象 家庭数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ケース対応会議 ①	支援の実施					
	育児・家事援助 ②	専門的相談支援 ③	④	⑤	⑥	⑦

- ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記載すること。
- ②③欄は、養育訪問支援事業において、該当する支援を実施している場合に「○」を記載すること。
- ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記載すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数			対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
育児・家事援助 ①	専門的相談支援 ②	助産師等による訪問支援 ③		

- ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記載すること。

9. 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワー ク関係機関の 連携強化	地域ネットワー ク構成員の専 門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携		地域住民への 周知を図る取 組	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資 格取得のための研 修(講習会)	更に児童虐待への 専門性を向上させる ための研修			実施要綱3 (4)①の取組	実施要綱3 (4)②の取組			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記載すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記載すること。

10. 地域子育て支援拠点事業

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 一般型			
2. 出張ひろば(一般型)			
3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計			

1. ②③欄には、「(1)基本型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1)一般型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施 月数 ④	開設日数 (週当たり) ⑤	開設時間 (1日当たり) ⑥	専任職員の配置			従来のセン ター型実施の 有無 ⑩	地域の子育て支 援活動の展開を 図るための取組 ⑪	地域支援 ⑫	利用者支援事 業の実施 ⑬	開設準備経費		対象経費の 実支出額 ⑯	国庫補助 基準額 ⑰
							常勤職員 ⑦	非常勤職員 ⑧	合計 ⑨					改修費・備品購入費 ⑭	礼金及び賃借料 ⑮		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

- ②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他、未定から該当するものを記載すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記載すること。
- ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記載すること。
- ⑩欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記載すること。
- ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のエの(ア)～(イ)のうち該当する記号を記載すること。
- ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のカの(ア)～(イ)のうち該当する記号を全て記載すること。
- ⑬欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施の有無を記載すること。
- ⑭⑮欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。

(2)出張ひろば(一般型)

No.	出張元名称 ①	出張先名称 ②	事業実施 月数 ③	開設日数 (週当たり) ④	開設時間 (1日当たり) ⑤	開設準備経費		対象経費の 実支出額 ⑧	国庫補助 基準額 ⑨
						改修費・備品購入費 ⑥	礼金及び賃借料 ⑦		
1									
2									
3									
4									
5									
計									

- ①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記載すること
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記載すること。
- ⑤欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記載すること。
- ⑥⑦欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施 月数 ④	開設日数 (週当たり) ⑤	開設時間 (1日当たり) ⑥	専任職員の配 置 ⑦	事業内容 ⑧	保険相談(週 3回程度実 施)の有無 ⑨	開設年月日 (H19.3.31以前でなけ れば対象外) ⑩	対象経費の 実支出額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫
1												
2												
3												
4												
5												
計												

- ②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを記載すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入記載すること。
- ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記載すること。
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(イ)のdの(a)~(c)のうち該当する記号を全て記載すること。
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記載すること。
- ⑩欄は、開設年月日について記載すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

(4)連携型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施 月数 ④	開設日数 (週当たり) ⑤	開設時間 (1日当たり) ⑥	専任職員の配 置 ⑦	地域の子育て 力を高める取 組の率 ⑧	利用者支援事 業の実施 ⑨	開設準備経費 ⑩		対象経費の 実支出額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫	⑬
										改修費・備品購入費	礼金及び賃借料			
1														
2														
3														
4														
5														
計														

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他、未定から該当するものを記載すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記載すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記載すること。
- ⑨欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施の有無を記載すること。
- ⑩⑪欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。

11. 一時預かり事業

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 一般型			
2. 幼稚園型			
3. 余裕活用品			
4. 居宅訪問型			
合計			

1. ②③欄には、「(1)一般型」「(2)幼稚園型」「(3)余裕活用品」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1)一般型

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施 月数 ④	利用児童数 (年間延人数) ⑤	専任職員の配置				開所時間 ⑩	開所日数 ⑪	基幹型施設 ⑫	地域密着Ⅱ型 ⑬	開設準備経費		対象経費の 実支出額 ⑯	国庫補助 基準額 ⑰
						保育士 ⑥	家庭的保育者 ⑦	研修受講者 ⑧	合計 ⑨					改修費等 ⑭	礼金及び賃借料 ⑮		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

- ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ⑤欄は、保育所等に在籍しない児童数を記載すること。
- ⑥～⑧欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記載すること。
- ⑦欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にその見なしている人数を記載すること。
- 基幹型施設の場合は、⑫欄に「○」を記載すること。
- 地域密着Ⅱ型として実施している場合には、⑬欄に○を記載すること。
- ⑭⑮欄は、開設前準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。

(2)幼稚園型

No.	名称 ①	施設所在地 市町村名 ②	設置主体 ③	施設の年間実施 日数		利用児童数(年間延べ人数)(自市町村分)						施設当たり年 間延べ利用見 込者数(平 日・在籍園 児) ⑫	開設準備経費 (改修費等) ⑬	対象経費の 実支出額 ⑭	国庫補助 基準額 ⑮	
				平日 ④	休日 ⑤	幼稚園在籍園児			幼稚園在籍園児以外 平日+休日							
						平日	休日	平日+休日	平日	休日	平日+休日					
1																
2																
3																
4																
5																
計																

- ③欄は、公立、私立のいずれかを記載すること。
- ④欄は、長期休業期間の平日(職員が通常出勤する日)に実施する場合もカウントすること。また、休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑤欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑤欄は、④欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、⑥⑧の平日・休日の考え方は2. 3. の考え方と同様である。
- ⑥～⑪欄は、自市町村居住者について記載すること。
- ⑦欄は、平日において4時間/日(教育課程時間との合計が8時間まで)、⑨欄は休日において8時間/日を1時間以上超える場合の年間延べ利用見込者を記載すること。
- ⑫欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記載すること。
(施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の見込等を踏まえた年間延べ利用見込者数(在籍園児の平日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。)
- ⑬欄は、該当する場合に「○」を記載すること。

(3) 余裕活用型

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施 月数 ④	利用児童数 (年間延人数) ⑤	開設準備経費 (改修費等) ⑥	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧
1								
2								
3								
4								
5								
計								

- ②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ⑥欄は、該当する場合に「○」を記載すること。

(4) 居宅訪問型

No.	派遣元施設名称 ①	設置主体 ②	事業実施 月数 ③	利用児童数(年間延人数)			開設準備経費 (改修費等) ⑦	対象経費の 実支出額 ⑧	国庫補助 基準額 ⑨
				4時間以上 ④	4時間未満 ⑤	合計 ⑥			
1									
2									
3									
4									
5									
計									

- ②欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。
- ⑦欄は、該当する場合に「○」を記載すること。

12. 病児保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
ア. 特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
イ. 一般分			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
合計			

1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記載すること。

(1) 病児対応型

ア. 特定分

① 基本分・加算分

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金 (1日当たり) ⑤	事業実施 月数 ⑥	利用児童数 (年間延人数) ⑦	普及定着促進費		対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪
								改修費等 ⑧	礼金及び賃借料 ⑨		
1											
2											
3											
4											
5											
計											

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑧⑨欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。
- ⑩欄に記入する額は⑪欄に記入する額の範囲内とし、超過分については、イ. 一般分(改善分)の①欄に記入すること。

② 低所得者減免分加算

No.	名称 ①	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数 ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
		②	③			
1						
2						
3						
4						
5						
計						

イ. 一般分(改善分)

No.	名称	対象経費の 実支出額 ①	国庫補助 基準額 ②
1			
2			
3			
4			
5			
計			

- ア. 特定分①基本分・加算分において、⑩欄と⑪欄が同額となる施設で該当がある場合に記入すること。

(2)病後児対応型

ア. 特定分

①基本分・加算分

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金 (1日当たり) ⑤	事業実施 月数 ⑥	利用児童数 (年間延人数) ⑦	普及定着促進費		対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪
								改修費等 ⑧	礼金及び賃借料 ⑨		
1											
2											
3											
4											
5											
計											

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑧⑨欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「〇」を記載すること。
- ⑩欄に記入する額は⑪欄に記入する額の範囲内とし、超過分については、イ. 一般分(改善分)の①欄に記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称 ①	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数 ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
		②	③			
1						
2						
3						
4						
5						
計						

イ. 一般分(改善分)

No.	名称	対象経費の 実支出額 ①	国庫補助 基準額 ②
1			
2			
3			
4			
5			
計			

- ア. 特定分①基本分・加算分において、⑩欄と⑪欄が同額となる施設で該当がある場合に記入すること。

(3) 体調不良児型

ア. 特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設)

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施 月数 ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。

イ. 一般分(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設)

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施 月数 ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記載すること。
- ③欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。

(4) 非施設型(訪問型)

No.	名称 ①	設置主体 ②	事業実施 月数 ③	利用料金 (1日当たり) ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

- ②欄は、公立、民立のいずれかを記載すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記載すること。

13. 子育て援助活動支援事業

基本事業				病児・緊急対応強化事業			ひとり親家庭 の利用支援	開設前準備経費		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額			
会員数				支部数	講習(24h以上) の実施	利用件数(年 間延べ数)		近隣市町村会 員の受入	初年度体制整 備			改修費・備品購入費	礼金及び賃借料	
提供会員 ①	依頼会員 ②	両方会員 ③	合計 ④				⑤			⑥	⑦			⑧

- ⑤欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記載すること。また、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
- ⑥欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「○」を記載すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「○」は記載できないことに留意すること。
- ⑧⑨⑩欄は、当てはまる取組を行っている場合に「○」を記載すること。
- ⑪⑫欄は、開設前準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「○」を記載すること。

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事

印

平成 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日<発番>により交付された平成 年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表
- 2 平成 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

平成 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

都道府県名 _____

No.	市町村名	交付金(国庫) 所要額			交付金(国庫) 交付決定額			交付金(国庫) 受入済額			返納額
		特 定 分	一 般 分	合 計	特 定 分	一 般 分	合 計	特 定 分	一 般 分	合 計	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
合計 (市町村分)										

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

平成 年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>をもって交付決定した平成 年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※()内は返還がある場合

特	定	分	金	円
一	般	分	金	円
合		計	金	円

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長 印

平成 年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

平成 年 月 日<発番>により交付決定のあった平成 年度子ども・子育て支援交付金について平成 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要国庫補助金等返還相当額) | 金 | 円 |

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

